

『学校×地域』を実現する ために：

義務教育学校つて なに？（パート2）

これらの地域の皆さんからのご意見を参考に、いまとある豊かな自然と、これから将来に欠かせないICT技術（インターネットの様な通信技術を利用したもの）を活かすために考え出されたものが図3です（※図3はサイズの都合により6ページに掲載）。

特長をいくつかご紹介すると、次のとおりです。

○学校の建物に、地域の皆さんのが自由に入り出でる『開放エリア』（主に図書室）があります。地域の皆さんに貸し出しができる部屋も設ける予定です。

○ICT技術を利用して、部屋の貸出しをスムーズにしたり、児童・生徒の安全を守ります。また、『学校×地域』共創にも役に立つものとなります。

○いまある自然をそのままに、丘や小川で遊ぶ（学ぶ）ことができます。

もう少し義務教育学校について深く知りたい！という方は、こちらをご覧ください（図4）。

こちらは、義務教育学校が小中一貫教育といわれるものの一つの類型であるということが示されています。

なお、追分地区では、平成30（2018）年から、「小中一貫型小学校・中学校」の「併設型小学校・中学校」に区分される形態により運営されています。

早来地区では、追分地区の取り組みを参考に、早来中学校と早来小学校では、先生が相互の学校へ行き来して授業をするなどの準備を進めています。

図4 小中一貫教育に関する制度の類型

(参考) 小中一貫校教育に関する制度の類型					
	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校			
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校		
設置者	一	同一の設置者	異なる設置者		
就業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年			
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例)① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する。 ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手段を明確にする。 ③ 一的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理所を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること		
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること			
教育課程	・9年間の教育目標を設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成				
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分類型				
施設基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用			
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下			
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内			
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等			